

九州大学学生に係る九州北部豪雨ボランティア活動に対する支援について

平成29年 7月12日
総 長 裁 定

第1 趣旨

九州大学（以下「本学」という。）に在籍する学生（正規学生に限る。以下同じ）が、平成29年7月の九州北部豪雨により被災した地域又は被災者の救援・復旧等を目的とするボランティア活動（以下「ボランティア活動」という。）に従事するにあたり、当該ボランティア活動を通じた教育的意義や効果を鑑み、活動に要する経済的な負担の軽減を図るため、当該学生に対し経済的補助を行うものとする。

第2 経済的補助の内容

「九州大学における九州北部豪雨に係るボランティア活動について」（平成29年7月12日総長裁定）に基づき、ボランティア活動に従事する本学の学生が、次のいずれかに該当する場合に、1回の活動につき一人あたり5,000円を上限に、同一の学生に対して原則年5回を限度に、経済的補助として支援金を支給するものとする。ただし、当該学生が、本学以外の他機関等から同様の支援金を受給する場合は、支援金を支給しないものとする。

- (1) ボランティア活動に従事するにあたって、交通費（公共交通機関又は貸切バスの利用に限るものとする。ただし、公共交通機関による移動が困難な地域におけるボランティア活動の場合は、レンタカーの利用を認めるものとし、自家用車の使用により発生した費用は対象外とする。）の負担が発生する場合
- (2) ボランティア活動を主催する団体（自治体又はジャパンプラットホームに登録されている団体に限る。）から参加費等を徴収される場合

第3 手続き

(1) ボランティア活動への従事前

本学の学生が、本学が主体となって企画・実施するボランティア活動又は本学以外の団体等が主体となって企画・実施するボランティア活動に従事する場合は、当該ボランティア活動に従事する前に、別記様式第1号のボランティア活動届出書及び別記様式第2号の誓約書を、学務部学生支援課に提出するものとする。

(2) ボランティア活動への従事後

本学の学生が、本学が主体となって企画・実施するボランティア活動又は本学以外の団体等が主体となって企画・実施するボランティア活動に従事した場合は、当該ボランティア活動終了後速やかに、別記様式第3号のボランティア活動報告書を、学務部学生支援課に提出するものとする。なお、一定期間連続してボランティア活動を行う場合は、1カ月単位でボランティア活動報告書を提出するものとする。

(3) 支援金の申請

第3の(1)又は(2)に該当し、大学からの経済的補助を必要とする学生は、ボ

ランティア活動報告書の提出と同時に、別記様式第4号のボランティア活動支援金申請書に関係書類を添えて、学務部学生支援課に提出するものとする。

第4 支援金の支払い

大学において、ボランティア活動に従事した学生から提出されたボランティア活動報告書、ボランティア活動支援金申請書及び関係書類の内容を確認の上、支援金の支給に該当する場合に、当該学生が指定する口座に支援金を支払うものとする。

この場合において、ボランティア活動に従事した複数の学生を代表する形で支援金の申請がなされたものについては、当該代表する学生が指定する口座に支援金を支払うものとし、代表する学生は自己の責任において、他の学生に対し適切に支援金を分配するものとする。

第5 その他

ボランティア活動に従事した学生に対する大学からの経済的補助は、予算の範囲内において実施するものとし、予算の状況によっては年度の途中で経済的補助を終了することがある。